

県有施設における太陽光発電余剰電力売却に係る一般競争入札募集要領

県有施設に設置する太陽光発電設備の余剰電力を買取る事業者（以下「余剰電力受給事業者」という。）を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要領の内容を承知の上、お申し込みください。

1 目 的

県有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、県有施設において発生する再生可能エネルギー由来の余剰電力を有効的に活用することにより、県全体の脱炭素化の取組を推進する。

2 応募資格要件

（※「5 応募申込手続」もご参照ください。）

応募資格要件

次の要件をすべて満たす者に限り応募することができます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ② 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- ③ 自己又は自社の役員等が、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに長野県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年長野県公安委員会規則第 5 号）第 2 条に規定する暴力団関係者でないこと。
- ④ 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）の「営業品目」が「47. 燃料/3. 電気」に区分されている者であること。
- ⑤ 県税を滞納していないこと。
- ⑥ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること。
- ⑦ 過去 3 年間に小売電気事業者として実施した 2 年以上の電力販売実績を有していること。
- ⑧ これまでに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第 4 項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。
- ⑨ これまでに電力広域的運営推進機関の定款第 55 条の 2 第 5 項に定める容量拠出金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、定款第 57 条及び業務規程第 32 条の 43 第 3 項に基づきその事業者名を公表された事業者でないこと。

3 公募事項及び条件等

- (1) 県有施設に設置する太陽光発電設備の余剰電力売却
- (2) 対象物件

対象物件は仕様書（案）別表 1 「受給地点明細表」に記載

(3) 電力供給期間

電力供給期間は令和10年度末までの概ね2か年を目途とし、余剰電力売却契約締結後、協議して決定します。

(4) 禁止事項

- ① 余剰電力を買取る権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ② 長野県知事が承諾する場合を除き、余剰電力の買取り及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

(5) 原状回復等

余剰電力受給事業者は、電力供給期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。

また、余剰売電受給事業者は、県に対し、原状回復に要した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

4 参考データ

余剰電力量の見込みは仕様書（案）別表2「月別受給契約電力量」に記載

5 応募申込手続

(1) 資格を証する書類の提出

資格審査に時間を要するため、応募資格を証する書類を一般競争入札申込書提出前に提出していただきます。

① 提出方法

下記④に記載の書類を直接又は郵送により提出してください。電話、電報、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「県有施設における太陽光発電余剰電力売却に係る応募資格関係書類」と明記してください。

② 提出先

長野県環境部ゼロカーボン推進課 再生可能エネルギー係 あて

〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692-2

③ 提出期間

令和8年（2026年）8月7日（金曜日）から令和8年（2026年）8月21日（金曜日）（17時必着）

（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に定める日を除く毎日9時から12時及び13時から17時の間受け付けます。）

④ 提出書類（提出部数 各 1 部）

提 出 書 類		摘要
県有施設における太陽光発電余剰電力売却に係る応募資格関係書類送付書（別紙 1）	○	
業務実績書（別紙 2）	○	
役員等一覧（別紙 3）	○	
誓約書（別紙 4）	○	代表者名で作成、代理人名は不可。 （あて名は知事名で作成）
委任状（別紙 5）	△	支店、営業所等が契約の締結等を行う場合に限り提出。 （あて名は知事名で作成）
許認可等を証する書類	○	

(2) 応募資格審査の結果

資格審査の結果は、申込者に対して、参加資格の確認結果通知書を郵送により送付します。

6 資格審査

応募資格要件に定める資格をすべて満たしているか審査を行います。

なお、審査において、上記 2 ③に記載の項目について警察当局に照会・確認することがありますので、ご承知ください。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札場所

長野県庁環境部分室

(2) 入札及び開札日時

令和 8 年（2026 年）8 月 28 日（金）10 時

(3) 入札方法

① 下記の申込先に下記(6)に記載の書類を直接又は郵送により提出してください。電話、電報、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、提出するときは、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「県有施設における太陽光発電余剰電力売却に係る応募」と明記してください。

【申込先及び問合せ先】

長野県環境部ゼロカーボン推進課 再生可能エネルギー係 あて

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7255

【郵送による提出期間】

令和 8 年（2026年） 8 月 27 日（木）（17時必着）

（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に定める日を除く毎日 9 時から12時及び13時から17時の間受け付けます。）

② 代理人が入札する場合は、下記(6)に記載の書類に加え、委任状（別紙 5）を提出してください。

③ 入札回数は 3 回までとします。3 回目の入札をしても予定価格以上の入札がないときは、不落とします。

(6) 提出書類（提出部数 1 部）

提 出 書 類
一般競争入札申込書（別紙 6）

(7) 一般競争入札申込書に記載する金額

入札する金額は、仕様にかかる一切の費用を含む電力量 1kWh 当たりの単価とします。

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の 110 分の 100 に相当する金額を一般競争入札申込書に記載してください。

なお、落札価格の決定に当たっては、一般競争入札申込書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

(8) 無効の一般競争入札申込書

次の各号のいずれかに該当する一般競争入札申込書は、無効とします。

- ① 応募資格のない者が行った入札
- ② 同一人が見積った 2 通以上の一般競争入札申込書全部
- ③ 入札金額のないもの
- ④ 入札金額を訂正し、訂正印のないもの
- ⑤ 記名、押印のないもの
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- ⑦ 入札期間内に一般競争入札申込書が到達しなかったもの
- ⑧ その他この「募集要領」に規定する条項に違反したもの

8 余剰売電受給事業者の決定

余剰電力受給事業者の決定は次のとおりとします。

(1) 有効な一般競争入札申込書を提出した者であって、県が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって応募した者を余剰電力受給事業者とします。

(2) 採用となるべき同価の入札申込をした者が二者以上あるときは、当該入札申込者にくじを引かせ、採用を決めるものとします。この場合において、代理人がくじを引く場合は、委任状（別紙 5）を提出しなければなりません。

※委任状（別紙 5）を提出した者にあつては、委任を受けた者（支店、営業所等の長）を委任者とし、くじを引く者を代理人とします。

(3) (2)のうち、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとします。

9 公募結果等の公表

応募者数等の応募状況、採用された余剰電力受給事業者名等について、県ホームページでの公表を予定していますので、あらかじめご了承ください。

10 契約の締結

余剰電力受給事業者は、決定の日から 7 日以内に長野県余剰電力売却契約書（別添 1）により契約を締結しなければなりません。

なお、正当な理由なくして契約を辞退することはできません。

11 余剰電力受給事業者の決定の取り消し

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 余剰電力受給事業者が応募資格を失った場合

12 その他

- (1) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）の規定によります。
- (2) 契約等の手続きに関する一切の費用については、余剰電力受給事業者の負担とします。

【地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項 の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。